
退職共済事業

【契約できる施設・団体】

神奈川県下（横浜市所管を除く。）民間社会福祉施設・団体を経営する非営利の法人又は個人

【加入できる者】

福利協会と契約した施設・団体に勤務する有給の職員で、就業規則、労働契約等により、本体退職金制度の受益者とされた方が加入できます。なお、法人の役員は加入できません。ただし、役員であって従事者として上記に該当する場合は加入できます。

※65才を超える方は加入できません。

※加入時点の年齢により65歳までに納付する掛金の機関が短くなり、退職一時金（長期給付）が掛金相当額（事業主拠出分+加入者拠出分）を下回る場合があります。